

## 神奈川県障害福祉計画の改定について

神奈川県障害福祉計画（第4期）の期間が、平成29年度末までとなっていることから、平成29年度に神奈川県障害福祉計画の改定を行う。

## 1 神奈川県障害福祉計画の内容（案）

(1) 平成29年度に厚生労働省から示される障害福祉計画の基本指針に即した内容

- 基本指針について検討を行っている社会保障審議会障害者部会の資料によると次の成果目標を定めることとされている
  - ・ 施設入所者の地域生活への移行（継続）
  - ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（一部新）
  - ・ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備（継続）
  - ・ 福祉施設から一般就労への移行等（継続）
  - ・ 障害児支援の提供体制の整備等（新）
- 障害福祉サービス、障害児サービスの平成32年度までの見込み量
- 県の地域生活支援事業の平成32年度までの見込み量

(2) 「ともに生きる社会かながわ憲章」を具現化する項目に関する内容

県で策定した「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨等を踏まえ、憲章の目指す「共に生きる社会」の実現に資する具体的取組みを記載する

(3) 「津久井やまゆり園再生基本構想」に関する内容

県が策定する「津久井やまゆり園再生基本構想」の考えと整合性を取るとともに、基本構想に関する取組みを記載する。

## 2 改定のスケジュール

平成29年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村と協議を行うための神奈川県障害者総合支援法施行推進会議計画改定検討部会の設置・開催</li> <li>・ 厚生労働省から基本指針発出（予定）</li> <li>・ 基本指針の市町村、神奈川県障害者施策審議会委員への情報提供</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成果目標・活動指針・サービス見込量等を市町村に調査（第1次集計）</li> <li>・ 平成28年度地域生活移行調査、サービス利用実績調査</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者施策審議会（第4期計画の実績報告、第1次集計の結果報告と計画の記載内容を審議）</li> </ul>
7～9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各圏域において、市町村との成果目標に関する協議を実施</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神奈川県障害者総合支援法施行推進会議計画改定検討部会</li> </ul>
9～10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成果目標・活動指針・サービス見込量等を市町村に調査（第2次集計）</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者施策審議会（第2次集計の結果報告と素案作成のための審議）</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改定素案の作成</li> <li>・ 県議会厚生常任委員会に改定素案を報告</li> </ul>
12～1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改定素案パブコメ実施</li> </ul>
平成30年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改定案の作成</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者施策審議会（改定案の審議）</li> <li>・ 県議会厚生常任委員会に改定案を報告</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画改定</li> </ul>

## 参考：第4期障害福祉計画の内容

- 1 基本的理念等
  - (1) 法令の根拠
  - (2) 趣旨及び経過
  - (3) 目的
  - (4) 基本理念と基本方針
- 2 平成29年度の成果目標の設定
  - (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
  - (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行
  - (3) 地域生活支援拠点等の整備
  - (4) 福祉施設の利用者の一般就労への移行等
- 3 指定障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域の設定
- 4 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
  - (1) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - (2) 各年度における指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - (3) 指定障害福祉サービス等の見込量の確保のための方策
- 5 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- 6 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保または資質の向上等のために講ずる措置
  - (1) サービス提供に係る人材の研修等
  - (2) 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監査
  - (3) 障害者等の権利擁護の推進
  - (4) 障害者等に対する虐待の防止
  - (5) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価
- 7 県の地域生活支援事業の実施に関する事項
  - (1) 県が実施する地域生活支援事業に関する考え方
  - (2) 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み
  - (3) 各事業の見込量の確保のための方策
- 8 障害福祉計画の期間及び見直しの時期
  - (1) 障害福祉計画の期間
  - (2) 見直しの時期
- 9 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価  
障害保健福祉圏域ごとの計画の目標値等